



総合計画審議会から、 条例素案に対する意見をいただきました。

	総合計画審議会からの意見	分科会としての意見・対応
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の皆さんにどう広めていくか。 □コミ、広報誌、町内会の掲示板等。 	
第2条	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政」に職員は入らないのか。 ・「市民」に外国人を明記したらどうか。 ・第22条にある関係機関等は、消防や警察だと思うが、第2条に入れられないか。 	
第5条～ 第7条	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条、「権利があります」ではなく、第7条のように「参画できるものとします」としたらどうか。（権利のみを主張する人が多いため） ・まちづくりに参加する前に、身の回りのことは最低限ちゃんとやるというような内容が必要ではないか。自助・公助、共助の考え方。 ・市民に責務を入れるのかは迷うところだが、権利・役割・責務という用語を上手く使い分けるといい。 	
第17条	<ul style="list-style-type: none"> ・まち協を小学校区に1つというのは、小中一貫になった場合どうするのか。 	
第24条	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの方法はどうするのか。 ・見直しを決めるのは市長か検討委員会のようなものを残すのか。 ・見守り機関など第三者機関の設置等。ただし、単なるご意見番ではダメ。 	